



佐賀労働局発表
令和4年3月10日（木）

【照会先】
佐賀労働局職業安定部
職業安定課長 山田 敏彦
地方職業指導官 伊勢 藤則
（電話）0952-32-7216

令和4年3月22日（予定）からハローワークインターネットサービスの機能が更に便利になります！

厚生労働省では、令和2年1月からハローワークの支援サービスへのアクセスのしやすさの向上を図り、ハローワークの支援の届かなかった方に支援を届け、これまで以上の利用者本位のサービス提供が可能となる環境を整備するため、段階的にハローワークインターネットサービスの機能の充実を図っております。

今般、その第三弾として令和4年3月22日（予定）からハローワークインターネットサービスのマイページ機能を更に充実します。

ハローワークでは、仕事をお探しの方に対する様々な就職活動支援、人材を採用したい事業主の方に対する採用サポートを展開していきますので、ハローワークをご利用ください。

■ オンライン登録者の求職公開が可能となります。

現在、求職者マイページから求職公開できるのは、ハローワークで職業相談等を行っている「ハローワーク利用登録者」のみとなっていますが、オンライン登録者もハローワークインターネットサービスから求職情報公開が可能となるとともに、求人者マイページからの求職情報検索の対象になります。

※「オンライン登録者」とは、ハローワークインターネットサービスを介して安定所の相談を経ずに求職登録を行った方です。

※「求職者マイページ」とは、求職者サービスをオンライン上で受けられる求職者向けの専用ページです。

※「求職公開」とは、希望する職種等の条件や経験した主な仕事、所持している免許・資格等の情報を広く求人者に公開することを言います。求人者はハローワークインターネットサービス上で自由に検索・閲覧ができます。

■ 求人者マイページから求職者マイページへの直接リクエストと求職者の直接応募が可能となります。

求人者マイページから求職情報検索を行い、求人に応募して欲しい求職者のマイページに、応募の検討のメッセージと求人情報を直接送付すること（以下「直接リクエスト」という。）が可能となります。直接リクエストを受け取った求職者は当該求人に応募する場合、ハローワークを介さずに求職者マイページから直接求人に応募が可能となります。

※「求人者マイページ」とは、求人者サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

※「直接リクエスト」は求人者マイページを開設し、応募受付方法を「オンライン自主応募の受付」とする有効中の求人がある場合に行うことができます。また、1件の求人につき10人まで直接リクエストができます。

※求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さず求人へ直接応募した場合はハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金等は対象となりません。

○ご不明な点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。
○お仕事を探しの方は、別添1（裏面）の「求職公開の注意点」及び「オンライン自主応募に関する注意点」を事業主の方は、別添2（裏面）の「直接リクエスト注意点」をご覧くださいませますようお願いいたします。

ハローワークインターネットサービスが更に便利になります ～求職者マイページを通じ求人者からの直接リクエストが可能に～

令和4年3月22日(予定)から、厚生労働省が運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能がさらに便利になります。

新しい機能

- ・ 求職者マイページを通じて、希望する職種等の条件や経験した主な仕事などの求職情報を公開することにより、求人者からリクエストを直接受けられるようになります。
- ・ ハローワークインターネットサービスから求職登録された方(オンライン登録者)も求職公開サービスが利用できるようになります。

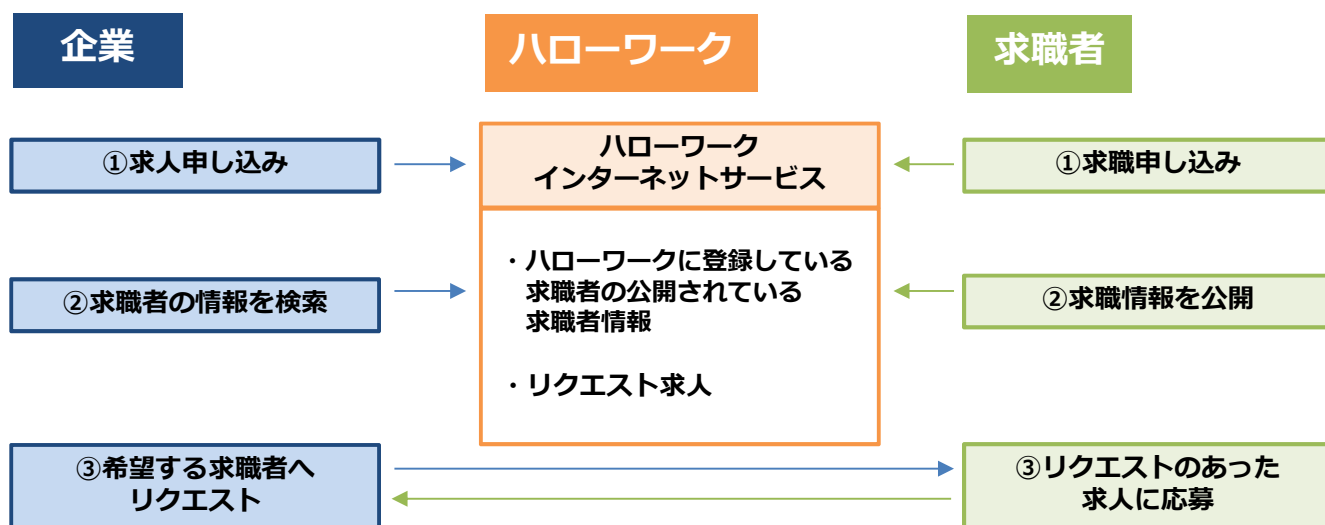
「求職公開」とは

- 「求職公開」とは、希望する職種等の条件や経験した主な仕事、所持している免許・資格等の情報を広く求人者に公開することを言います。求職公開を希望された場合、ハローワークが、ご希望に合いそうな求人があった際に提供します。また、求人者はハローワークインターネットサービス上で自由に検索・閲覧ができます。
- 新たにハローワークインターネットサービスから求職登録された方も求職公開できるようになります。ご希望の方はマイページから変更してください※。

「リクエスト」とは

- 公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、求職者に求人情報を送り応募の検討を依頼することを「リクエスト」と言います。今回、新しい機能として、求職者マイページを開設し求職公開している場合、マイページに求人者から直接連絡によるリクエスト(直接リクエスト)を受けることができるようになります。現在、マイページを開設し、求職公開している方は特段の手続きなしで直接リクエストの対象となります※。
- 求人者からの直接リクエストを受けた場合は、ハローワークに応募の相談をした上で紹介を受けることや、ハローワークを介さずに直接応募することができます※。

※ 詳細、注意事項は裏面をご覧ください。



求職公開の方法と留意点

- 求職登録時に求職公開の可否を選択できます。登録時に公開設定しなかった場合、求職者マイページのメニューにある「求職者情報・設定」から求職公開の可否を変更することで、公開できます。
- 求職情報を公開する場合、「希望する仕事」、「希望勤務地」、「学歴」、「免許・資格」の各欄が公開されます。また、「経験した主な仕事」や「アピールポイント」等の欄は、公開の可否をご自身で選択できます。



「求職公開」の留意点

- 公開設定した欄に、前職の職場の名称や個人を特定できる情報、他者に不利益になる情報等を記載していた場合、そのまま公開されます。公開内容はご自身で十分ご確認ください。公開した内容により生じた不利益は、自ら責任を持つこととなります。
- 求人者からの直接リクエストがあった求人について、ご自身の希望に合っているかの確認をハローワークは行っておりません。このため、希望条件に合わないこともありますので、ご自身でよく確認してください。

直接リクエストを受けた求人への応募

- 求人者から直接リクエストを受けた場合、マイページに求人情報とメッセージが表示されます。応募を検討するにあたり相談したいことがあるときは、ハローワークまでご相談ください。また、ハローワークを介さずにマイページ上で求人者と直接メッセージのやりとりをしたり、直接応募（オンライン自主応募）することが可能です。応募時の求人票はPDFでダウンロードできますので、保管しておくことをおすすめします。
- 直接リクエストがあった求人への応募を希望しない場合、辞退することができます。また、直接リクエストがあった日の翌日から起算して7日間を経過した時点で応募がない場合、辞退扱いとなります。
- 直接リクエストがあった求人者について、今後の直接リクエストをブロックすることができます。また、ブロックした求人者からのリクエストを再開したい場合は、ブロックの解除が可能です。



オンライン自主応募に関する留意点

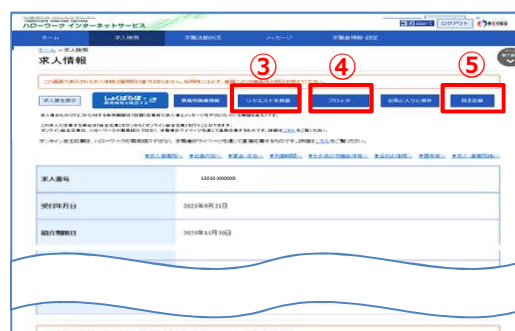
- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本となります。

【マイページ上の表示画面イメージ】

「①求人者からのリクエスト求人」から「②詳細を表示」ボタンを押します。



求人情報画面が表示され、求人情報の詳細が確認できます。③【リクエストを辞退】④【ブロック】⑤【自主応募】などを選択できます。



■ 「求職者マイページ」の開設はハローワークインターネットサービスから

ハローワークインターネットサービス

【URL】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

※インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。



■ ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

【電話】 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

【メール】 helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークインターネットサービスが更に便利になります ～求人者マイページから求職者への直接リクエストが可能に～

令和4年3月22日(予定)から、厚生労働省が運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能がさらに便利になります。求人者マイページを通じて、ハローワークに求職登録をされている方に、直接リクエストができるようになります。

「求人者マイページ」とは

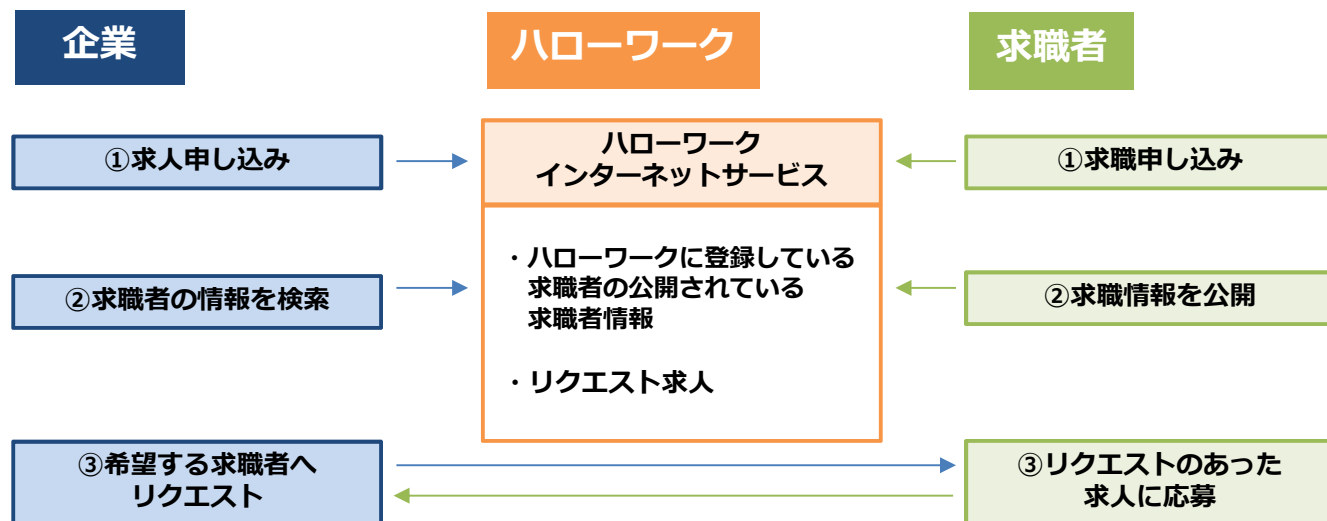
- 求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。
マイページでは、求人の申し込みや求人内容の変更、事業所の画像情報などの公開、ハローワークからのオンラインによる職業紹介、求職者からのオンラインでの直接の応募受付（オンライン自主応募）、公開されている求職情報の検索など、さまざまなサービスを受けることができます。
- 3月22日（予定）からは、求職情報検索の対象に、ハローワークインターネットサービスを介して求職申し込みを行った方（オンライン登録者）も加わります。

「直接リクエスト」とは

- 求人者マイページから求職情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者に、マイページを通じてメッセージと応募を検討して欲しい求人の情報を直接送付できる機能※です。
- 直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人がある場合に行うことができます。

※ 対象となる求職者が求職者マイページを開設している場合に限りです。開設していない求職者へのリクエストは、求職情報詳細画面に表示されている問い合わせ先ハローワークへご連絡ください。

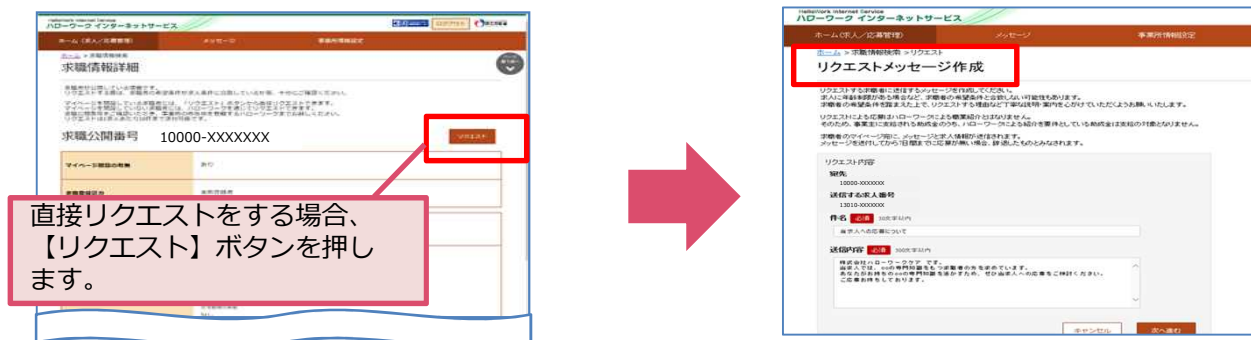
■ 「直接リクエスト」の流れ



「直接リクエスト」の主な流れと留意点

- ① 有効中の求人がある場合、求人者マイページから求職者情報を検索・閲覧できます。求職者情報は、ハローワークに登録している求職者のうち、経歴や資格、希望条件などを求人者に公開することを希望している方々の情報です。ハローワークインターネットサービスを介して求職申し込みを行った者（オンライン登録者）も含まれます。
- ② 求職情報検索の結果、希望する条件の求職者が見つかり、その方が求職者マイページを開設している場合、応募を検討してほしい求人(オンライン自主応募の受付可に設定している必要があります)の情報とメッセージを求職者マイページに送付することができます(直接リクエスト)。
- ③ 1件の求人につき10人まで直接リクエストができます。同一求人について、同一求職者へのリクエストは1回のみです。リクエストのメッセージを求職者に送付した後、取り消しはできません。
- ④ ハローワークを介さず、直接リクエストした求職者から、直接応募の受付が可能になります(オンライン自主応募)。直接リクエストの応募有効期間は、リクエストを行った日の翌日から7日間となります。その間に応募がない場合、求職者が辞退した扱いとなります(なお、求職者は当該期間経過後も直接リクエストを介さずに、オンライン自主応募をすることは可能です)。対象求職者が応募に当たりハローワークに相談した場合、ハローワークからご紹介またはご連絡させていただくこともあります。

【マイページ上の表示画面イメージ】



- ※ リクエストをしたい求職者が求職者マイページを開設していない場合、「求職情報詳細」画面に表示される問い合わせ先のハローワークにご連絡ください。ハローワークにおいて求職者の希望条件と求人との条件の適合性などを確認の上、リクエストの希望を求職者にお伝えします。

⚠ 「直接リクエスト」の注意点

- 求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さず求人へ直接応募した場合(オンライン自主応募)、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。求職者の応募方法は指定できないため、助成金の対象とならない前提で直接リクエストを行ってください。
※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- 公開されている求職者情報は求職者自身が公開内容に責任を持って作成したものです。ハローワークが確認していない内容を含む場合もあります。
- 直接リクエストおよびオンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができず、直接リクエストの機能は使用できません。

■ 「求人者マイページ」の開設はハローワークインターネットサービスから

ハローワークインターネットサービス

【URL】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



※インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

■ ハローワークインターネットサービスや求人者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

【電話】 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00 (年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

【メール】 helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp